答申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会(以下「実施機関」という。)が行った本件審査請求の対象となる行政文書を公開とした決定について、別表に掲げる文書①から文書砂(以下これらを「本件予定表」という。)を審査請求人の公開請求に係る行政文書として追加特定し、改めて、公開決定をすべきである。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成22年 6月 4日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、2010年 3月、 4月、 5月の名古屋市立高等学校(以下「高校」という。)の学校ごとの行事、日程のわかるものの公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。
- 2 同月17日、実施機関は、本件公開請求に対して、学校行事予定について (報告)(3月)、(4月)、(5月)(以下「本件対象文書」という。) を特定し、公開決定(以下「本件処分」という。)を行い、その旨を審査請 求人に通知した。
- 3 同年 7月 2日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対し て審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨 本件処分を取り消し、請求した文書の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 請求内容は、「行事、日程のわかるもの」であるが、本件対象文書には 「職員会議」の記載がないものがあった。職員会議、運営委員会等(以下 「職員会議等」という。)全ての行事、日程の記載してあるものを特定し、 公開すべきである。

- (2) 高校によっては、職員に渡された文書で、職員会議の日程が入っているものがあり、本件対象文書には、各高校が保有しているものは含まれていないということのようである。
- (3) 実施機関において、公開すべき文書の特定方法が確立されておらず、公 開文書に不足があった場合の対応についても明確でないといえる。公開請 求をする市民に不利益を負わせている。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公開請求にある「行事」については、実施機関が各高校に提示している学校事務の手引き中に、「展示会、芸術観賞会、遠足、修学旅行、校外学習、運動会、学芸会、研究会、現職教育及び PTA総会、子供会や学区などによる行事(教育、校庭を貸与する場合)など」と例示している。
- 2 審査請求人が「行事」であると主張する職員会議、運営委員会等の会議は、 月数回の頻度で定期的に行われる内部会議であることから、職員が通常行う 職務であり、いわゆる「行事」にはあたらない。
- 3 したがって、本件対象文書に、職員会議等の情報が記載されていないこと を理由として、「公開すべき文書に不足があった」とする審査請求人の主張 は失当である。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書が、本件公開請求の対象となる行政文書に該当するか否か及 び本件対象文書以外に対象となる行政文書が存在するか否かが争点となって いる。

- 2 本件審査請求の対象となる行政文書について
 - (1) 審査請求人が請求している行政文書は、平成22年 3月から同年 5月までの高校ごとの行事、日程がわかる文書である。
 - (2) まず、本件対象文書が、本件公開請求に係る行政文書に該当するか否か を判断する。

本件対象文書は、各高校が各高校における行事予定を教育委員会事務局

学校教育部指導室に報告するために、月ごとに作成されたものであり、各 高校の行事の日程が記載されている。

したがって、本件対象文書を、本件公開請求に係る行政文書として特定 したことは、妥当である。

- (3) 次に、審査請求人は、本件対象文書には職員会議等の記載がないものがあり、公開すべき文書に不足があると主張するので、本件対象文書以外に対象となる行政文書が存在するか否かを判断する。
 - ア 職員会議等を含んだ各高校における日程を記載した文書として、各高 校において職員に配布された本件予定表が存在する。
 - イ 実施機関は、審査請求人が行事であると主張する職員会議等について は、各高校に提示している学校事務の手引きの中に「行事」として例示 されておらず、また定期的に行われる内部会議であることから、職員が 通常行う職務であり、いわゆる「行事」にはあたらないと主張している。
 - ウ しかし、本件公開請求の内容は、高校ごとの行事、日程のわかるものであり、「行事の日程のわかるもの」ではなく、行事と日程が並列され、「各高校の日程のわかるもの」と解釈することができるものである。したがって、職員会議等の日程についても、各高校の日程に当たることは明らかである。
 - エ また、条例第 6条第 1項第 2号の規定において、公開請求者は請求書に、公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項を記載しなければならないとされているが、「行政文書を特定するために必要な事項」とは、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより、公開請求の対象となる行政文書を特定することができる程度の記載であるという趣旨であることから、各高校において日常的に使用されている本件予定表を特定の対象から除外することに合理的な理由もない。
 - オ 以上のことから、職員会議等の記載がある本件予定表については、本 件公開請求に係る行政文書として特定すべきである。
- (4) 次に、上記(3)において本件公開請求に係る行政文書として特定すべき とした本件予定表が条例第7条第1項各号に該当するか否かを判断する。 ア 本件予定表は、上記(3)で述べたとおり、職員会議等を含んだ行事、

日程に関し、職員に対して周知を図るために、各高校において配布された文書であり、当該文書に記載されている内容については、非公開とすべき情報が含まれているとは認められない。

- イ したがって、本件予定表は、条例第7条第1項各号のいずれにも該当 しない。
- 3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成22年12月16日	諮問書の受理
12月21日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成23年 1月31日	実施機関の弁明意見書を受理
2月 1日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付
	併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意
	見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申
	出書を提出するよう通知
平成24年 2月 8日	調査審議
(第134回審査会)	実施機関の意見を聴取
2月27日	調査審議
(第135回審査会)	
6月20日	調査審議
(第139回審査会)	
7月 6日	答申

別表

		T
文書①	平成21年度 3学期行事予定表(職員用)	名古屋市立菊里高等学校
文書②	平成22年度 1学期行事予定表(職員用)	名古屋市立菊里高等学校
文書③	3月行事予定	名古屋市立北高等学校
文書④	4月行事予定	名古屋市立北高等学校
文書⑤	5月行事予定	名古屋市立北高等学校
文書⑥	平成22年 3月行事予定	名古屋市立緑高等学校
文書⑦	平成22年 4月行事予定	名古屋市立緑高等学校
文書⑧	平成22年 5月行事予定	名古屋市立緑高等学校
文書⑨	平成22年 3月行事予定	名古屋市立富田高等学校
文書⑩	平成22年 4月行事予定	名古屋市立富田高等学校
文書⑪	平成22年 5月行事予定	名古屋市立富田高等学校
文書⑫	平成22年 3月行事予定表 職員用	名古屋市立山田高等学校
文書⑬	平成22年 4月行事予定表 職員用	名古屋市立山田高等学校
文書⑭	平成22年 5月行事予定表 職員用	名古屋市立山田高等学校
文書⑤	2009年度 3月行事予定表 職員用	名古屋市立名東高等学校
文書16	2010年度 4月行事予定表 職員用	名古屋市立名東高等学校
文書⑰	2010年度 5月行事予定表 職員用	名古屋市立名東高等学校
文書⑱	平成21年度 3月行事予定 (職員用)	名古屋市立西陵高等学校
文書(9)	平成22年度 4月行事予定 (職員用)	名古屋市立西陵高等学校
文書20	平成22年度 5月行事予定 (職員用)	名古屋市立西陵高等学校
文書②	3学期運営委員会および職員会議の日程	名古屋市立名古屋商業高
	について	等学校
文書22	運営委員会・職員会議 1学期分日程案	名古屋市立名古屋商業高
		等学校
文書33	平成22年 3月行事予定	名古屋市立若宮商業高等
		学校
文書፡፡	平成22年 4月行事予定	名古屋市立若宮商業高等
		学校
文書39	平成22年 5月行事予定	名古屋市立若宮商業高等
		学校
文書36	3月行事予定表(職員用)	名古屋市立工業高等学校
文書②	4月行事予定表(職員用)	名古屋市立工業高等学校
文書፡፡	5月行事予定表(職員用)	名古屋市立工業高等学校
文書፡፡	平成22年 3月行事予定表(定時制) (職	名古屋市立工業高等学校
	員用)	

文書30	平成22年 4月行事予定表 (定時制)	(職	名古屋市立工業高等学校
	員用)		
文書③	平成22年 5月行事予定表 (定時制)	(職	名古屋市立工業高等学校
	員用)		
文書32	平成21年度 3月行事予定(案)		名古屋市立工芸高等学校
文書③	平成22年度 4月行事予定		名古屋市立工芸高等学校
文書39	平成22年度 5月行事予定		名古屋市立工芸高等学校